

「万が一」を起こさないために

市内では、自転車マナー遵守の呼びかけや有志による交通安全講座の実施など、自転車事故防止に関する多くの取り組みが行われています。

皆さんも今一度自転車通行時のルールについて見直し、安全・安心な通行を心がけましょう。

沼津市高校生自転車マナー向上委員会

約8千人の生徒が高校に通う沼津市では、高校生を当事者とした自転車事故を少しでも減らそうと、沼津市高校生自転車マナー向上委員会が発足し、事故の加害者にも被害者にもならないよう、月に1度高校生が仲間たちへ自転車マナーの遵守を呼びかけています。



市内には約9割の生徒が自転車通学している高校もあります。自転車の利用の多い高校生が自らこのような活動に取り組むことで、市内の自転車事故低減にも貢献したいと考えています。



交通安全に関する講座

市では、市民の皆さんに自転車の通行ルールやマナーをしっかりと理解して頂き、自転車関連事故の減少に繋げるため、出前講座を活用した交通安全に関する講座を行っています。

皆さんも改めて自転車の通行ルールやマナーについて理解を深めてみませんか。

とき 平日・休日を問わず9～21時のうち2時間以内

ところ 市内各所(会場は申込者が用意)

対象 市内の10人以上の団体やグループ、企業など

講師 沼津警察署職員、交通安全指導員、市職員

※詳細は、お問い合わせ下さい。

◎生涯学習課 ☎055-934-4870

意外と細かく定められている自転車のルール・マナーを、私たちが分かりやすくお伝えします。ご希望があればどこでも出張しますので、お気軽にお申し込み下さい。



交通安全指導員 二橋さん

CHECK! 楽しむために、安心を

県内では、令和元年10月に自転車利用者の自転車保険への加入が義務化されました。自転車事故の加害者になると、思いもよらない大きな負担を負ってしまうこともあります。自転車を心置きなく楽しむためにも、自転車に乗る際は必ず自転車保険へ加入しましょう。

あなたに合った形で 自転車を始めてみよう

今回の特集では、生活に自転車を取り入れる際のポイントや自転車に乗る魅力に加え、実際に通行する際のルールなども併せて紹介しました。

本市は、平坦な市街地や変化に富んだ地形、県内では珍しいいちよつとデザインに自転車を楽しむことができる施設など、様々な自転車の楽しみ方ができる環境に恵まれています。

また、一人でも多くの人が快適に自転車を利用できるように「沼津市自転車活用推進計画」を策定し、自転車利用環境の整備を進めています。

日々の生活の中で自転車を利用することは、交通費を削減できるだけでなく、人間関係が広がり、毎朝の目覚めがよくなるなど、皆さんの生活の質の向上も期待できます。

新緑が美しいこの季節、皆さんも自分に合った楽しみ方で自転車を始めてみませんか。住み慣れたまちの新たな魅力の発見に繋がるかもしれませぬ。

◎まちづくり政策課

☎055-934-4759



みんなでつくろう！ 快適で安全・安心なまち

本市では、通勤や通学、レジャーなど様々な場面で自転車が利用されている一方で、周辺自治体と比較して多くの自転車関連事故が発生しています。

楽しく快適なサイクリングを送るためにも、自転車に乗る際は正しい知識を身に付け、安全・安心な運転を心がけましょう。

自転車通行空間を知っていますか

自転車は原則車道を通行するよう定められていますが、近年、皆さんがより安全かつ快適に自転車を利用できるよう、自転車が通行する部分を定めた「自転車通行空間」の整備が進んでいます。

市内には「自転車道」「自転車専用通行帯」「車道混在」の3種類の自転車通行空間があり、種類に応じてそれぞれ通行のルールが異なります。ルールを正しく覚え、安全・安心な通行を心がけましょう。

自転車道

縁石線や柵等で車道とは区切られた自転車専用の通行スペースです。自転車道がある時は、必ずその部分を通行しましょう。



自転車専用通行帯

車道上にある自転車専用の通行スペースです。進行方向に自転車専用通行帯がある時は、その部分を通行しましょう。



車道混在

自転車が通行する位置・方向を示したスペースです。青い矢羽根マークの矢印の向きに沿って、車道の左側を通行しましょう。



※青い矢羽根マークは道路標識ではありません。



自転車が歩道を通行できる場合

- ・左上図の「自転車及び歩行者専用」の標識がある
- ・自転車の運転者が子供や高齢者等
- ・道路工事や車道の幅が狭く交通量が多い等の理由で車道通行が危険

上記の場合は例外的に歩道を通行することができます。通行する際は、すぐに停車できる速度で、車道寄りを通行しましょう。

